

していしょうがいふくし じぎょうしょ たきのうがた
指定障害福祉サービス事業所（多機能型）

じゅうようじこうせつめいしょ
ベーカリーサンライズ 重要事項説明書

あなたに対する就労移行支援サービスまたは就労継続支援（B型）サービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて当事業所があなたに説明すべき内容は次の通りです。

1. サービスを提供する事業者

名 称	しゃかいふくしほうじん ふくしかい 社会福祉法人あけぼの福祉会
所在地	ほっかいどういわないぐんいわないちょうあぎのつか ばんち 北海道岩内郡岩内町字野東210番地
電話番号	0135-62-9701
代表者氏名	りじちよう まきぐち みつり 理事長 牧口 光則
設立年月	しょうわ ねん がつ にち 昭和57年11月19日

2. 利用施設

事業所の種類	していしょうがいふくし じぎょうしょ たきのうがた 指定障害福祉サービス事業所（多機能型） しゅうろういこうしえん しゅうろうけいぞくしえん がた （就労移行支援、就労継続支援（B型）） へいせい ねん がつ にちしてい 平成22年4月1日指定
事業所の名称	ベーカリーサンライズ
事業所番号	0112300041
事業所の所在地	ほっかいどういわないぐんいわないちょうおおはま ばんち 北海道岩内郡岩内町大浜17番地18
連絡先	でん わ 0135-62-0573 FAX 0135-62-9000
管理者	しせつちよう みやうち ひとし 施設長 宮内 均
サービス管理責任者	てづか よしてる 手塚 良照
サービスの実施地域	いわないちょう きょうわちよう とまりむら かもえないむら 岩内町、共和町、泊村、神恵内村
主たる対象者	ちてきしょう しゃ 知的障がい者
定 員	しゅうろういこうしえん めい 20名 就労移行支援 しゅうろうけいぞく がた めい 10名 就労継続B型
開設年月日	へいせい ねん がつ にち 平成7年6月1日

3. サービスの目的・運営方針

目的	通所による就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けて支援します。
運営方針	関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正かつきめ細かな就労移行支援及び就労継続支援（B型）のサービスを提供します。

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

建物の	構造	鉄骨造 2階建（店舗棟） 鉄骨造 平家建（工場棟） （耐火建築物）（耐震構造）
	敷地面積	409.28㎡
	の延べ床面積	店舗棟 332.91㎡ 工場棟 150.00㎡

(2) 主な設備

	部屋数	備考
作業室	1室 1室	85.16㎡（店舗棟） 85.30㎡（工場棟）
トイレ	2室	7.2㎡
障害者用トイレ	3室	3㎡、2.7㎡、5.94㎡
相談室	1室	9.3㎡
運動スペース		25.21㎡
食堂	1室	62.8㎡
店舗棟作業室		パン焼窯、ドウコンディショナー、発酵機、作業台、タイムレコーダー
工場棟作業室		ミキサー、分割丸目機、モルダー、パイローラー 大型冷凍冷蔵庫、作業台、
消火器、パッケージ型消火設備、火災通報装置、AED、避難用具		

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し以上の施設・設備を設置しています。

5. サービス提供職員の設置状況

職種	員数	常勤		非常勤		常勤換算	備考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1名	1名				1名	
サービス管理責任者	1名		1名			1名	GH・CHと兼務
職業指導員	2名	2名				2名	
生活支援員	4名	2名		1名	1名	2.97名	
就労支援員	2名	1名			1名	1.12名	
事務員	1名	1名				1名	

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※ 常勤換算とは・・・

職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

(ア) 各職種の勤務体系

職種	勤務体系
管理者	7:00～16:00
サービス管理責任者	7:00～16:00
職業指導員	6勤務 (6:00～15:00) A/M勤務 (6:30～15:30)
生活支援員	7勤務 (7:00～16:00) 8勤務 (8:00～17:00)
就労支援員	非常勤1 (9:00～13:00) 非常勤2 (9:00～15:00)
事務員	日勤の勤務時間帯 (8:30～17:30)

(イ) 営業日と営業時間

営業日：月曜日～金曜日

(国民の祝日及び冬季休暇12月29日～1月3日の間は休業)

営業時間：7:00～16:00まで

6. サービス提供の内容

(1) 訓練等給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	・利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。

くんれん 訓練	いっばんしゅうろう ひつよう ちしき のうりよく こうじょう ひつよう くんれん ・一般就労に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練をおこな 行います。またその他の便宜を適切かつ効果的に 行います。
せいさんかつどう 生産活動	せいさんかつどう きかい ていきょう ・生産活動の機会を提供します。 ○パンの製造・販売 <工賃の支払> じょうきせいさんかつどう じぎょうしゅうにゅう ひつようけいひ さ ひ 上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた 額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している りようしゃ しはら 利用者に支払います。 その工賃支給の際には、支給額から社員親睦会費として毎月 3,000円を差し引いた額を、名義の銀行口座へ振り込みます。 (社員(利用者)作業規則・第15条)
じっしゅう およ 実習及び きゅうしよく かつどう など 求職活動等 の支援	こうきょうしよくぎょうあんていじょ しょうがいしゃしゅうろう せいかつしえん どう かんけい ・公共職業安定所、障害者就労・生活支援センター等の関係 きかん れんけい と しょくばじっしゅう じっし きゅうしよくかつどう しえん 機関と連携を取りながら職場実習の実施や、求職活動の支援 の支援、職場定着の為の支援を行います。
じぎょうじょうがいしえん 事業所外支援	じょうじ りよう りようしゃ しんしん じょうきょう へんか ・常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化に より、5日以上連続して利用がなかった場合は居宅を訪問して りようじょうきょう かくにん つき かい げんど どうい うえ しえん おこな 利用状況を確認し、月2回を限度として同意の上で支援を行 います。
けんこうかんり 健康管理	にちじょうせいかつじょうひつよう どうやく た ひつよう ・日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な かんり きろく おこな いりようきかん れんらくちょうせいおよ きょうりよく 管理、記録を行います。また医療機関との連絡調整及び協力 いりようきかん つう けんこうほじ てきせつ しえん おこな 医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。

(2) くんれんとうきゅうふひたいしょうがい ないよう
訓練等給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容	金額
しょくじ 食事サービス	きぼう えていよう りようしゃ しんたいじょうきょう しこう ・希望により栄養と利用者の身体状況や嗜好 はいりよ に配慮し、バラエティーに富んだ手作りの食事 ていきょう を提供します。 しょくじじかん <食事時間> ちゅうしょく 昼食 12:00~13:00 ていしよとくしゃ けいげん そ ちてきょう ばあい ○低所得者の軽減措置適用の場合 とくべつしょく ○特別食 ほんにん きぼう とくべつ しょくじ ていきょう (本人の希望により特別な食事を提供します)	しょく えん 1食 644円 しょく えん 1食 224円 じっぴ 実費
せいさんかつどうなど 生産活動等	せいさんかつどう おこな こうえ ひよう ふたん ・生産活動を行う上でかかる費用のうち、負担 いただ てきとう かか ひよう して頂くことが適当であるものに係る費用を	じっぴ 実費

	<p>いただきます。</p>	
<p>就労に向けての支援に必要な諸経費</p>	<p>・就労や実習に向けての支援のうち負担して頂くことが適当であるものに係る費用を頂きます。</p>	<p>じっぴ 実費</p>
<p>日常生活上必要となる諸経費</p>	<p>・利用者の日常生活品の購入の斡旋や代行を行ないます。代金等や日常生活に要する費用で、負担して頂くことが適当であるものに関する費用をいただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日用品費 ○保健衛生費 ○教養娯楽費 	<p>じっぴ 実費 じっぴ 実費 じっぴ 実費</p>
<p>社会生活上の便宜の供与など</p>	<p>・必要な教養娯楽施設を整えとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。</p> <p>・旅行経費および利用者個人が希望するスポーツ大会出場経費</p> <p>・日常生活に必要な行政機関等への手続き等について、利用者または家族が行うことが困難な場合、利用者の同意を得て代行します。</p>	<p>じっぴ 実費 じっぴ 実費 ゆうそうりょうなど 郵送料等 じっぴ 実費</p>
<p>金銭管理</p>	<p>・希望により、金銭管理サービスをご利用いただけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通帳管理、小遣い等を管理します。 ○小遣い等の管理のみの場合。 ・管理する金銭の形態 <ul style="list-style-type: none"> 施設の指定する金融機関に預け入れている通帳 ・お預かりするもの <ul style="list-style-type: none"> 上記預貯金通帳、金融機関届出印鑑、年金証書 ① 保管責任者 常務理事 ② 保管管理者 施設長 ③ 出納責任者 支援課長 <p>・管理方法</p>	<p>げつがく えん 月額2,000円 げつがく えん 月額1,000円</p>

	<p>入金については、責任を持って行い、 出入金記録を作成します。 年2回、残高報告書を作成し、利用者に報告 します。 利用者は、いつでも出入金記録を閲覧で き、その写しの交付を受けることができます。</p>	
健康診断	<ul style="list-style-type: none"> 定期健康診断(年2回)実施します。 定期健康診断時にオプション検査も希望によ り実施します。 嘱託医等と相談し、必要な検診を実施します。 	<p>実費</p> <p>実費</p>
移送・付添い サービス (原則として 家族が対応)	<ul style="list-style-type: none"> 指定医療機関および町内の医療機関以外への 通院付添い、および薬受取代行 <ul style="list-style-type: none"> ○交通費 ○職員付き添い料 1回につき1時間 その他の付添いおよび代行 <ul style="list-style-type: none"> ○交通費 ○1回につき1時間 	<p>実費</p> <p>800円</p> <p>実費</p> <p>800円</p>
送迎サービス	<p>利用者の送迎 (相乗りによる送迎となり、岩内町および 共和町に限る)</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設からの距離が5km以内 施設からの距離が5km以上10km以内 施設からの距離が10km以上15km未満 	<p>片道一回につき</p> <p>50円</p> <p>100円</p> <p>150円</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供記録等の複写代 1枚 証明書諸書類の発行代 1件 在籍証明書 1部 その他 	<p>1枚 20円</p> <p>1件 500円</p> <p>1部 200円</p> <p>実費</p>

<サービスの概要>

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサ
 ービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。尚「個別支援計画」
 の写しは利用者に交付いたします。

7. 利用料金

(1) 訓練等給付費対象サービス内容の料金

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金(厚生労働大臣の定める額)のうち9割が訓練等給付費の給付対象となります。事業者が訓練等給付費等の給付を市町村から直接受け取る(代理受領する)場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いただきます。(定率負担または利用者負担額といいます)

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容の料金

上記「6. サービス提供の内容(2) 訓練等給付費対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

(3) サービス利用の取り消し料金

利用者がサービス利用の取り消し(キャンセル)をする場合は、利用予定日の3日前までに当事業所までお申し出ください。

また、食事が不要な場合でサービス利用日の3日前までに申し出があった際には、食事に係る自己負担額は、食事が不要となった日数分いただきます。

なお、サービス利用日の3日前までに申出のない場合は、キャンセル料をいただきます。

キャンセル料(食費の実費相当額)	350円
------------------	------

(4) 利用料金のお支払方法

前記(1)～(3)の料金は月末に締め1ヶ月ごとに計算し、翌月10日までに請求しますので、請求月の20日までに以下の方法でお支払い下さい。

下記指定口座への振込み

ほくようぎんこう	いわないちゅうおうしてん	ふつうよきん	
北洋銀行	岩内中央支店	普通預金	3086201
ほつかいしんきん	いわないしてん	ふつうよきん	
北海信金	岩内支店	普通預金	0520627
こうぎめいぎ	しゃかいふくしほうじん	ふくしかい	
口座名義	社会福祉法人あけぼの福祉会		

8. 利用者の記録及び情報の管理等

(1) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用

者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については
 契約の終了後5年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、平日午前8:00～午後4:00です

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。ただし、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供を致します。

9. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

利用者のかかりつけ医療機関	医療機関名： 診療科： 主治医： 所在地： 電話番号：
緊急連絡先①	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：
緊急連絡先②	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：

10. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等申立先

当事業所 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 宮内 均、手塚 良照、川島 信恵 ・苦情解決責任者 及川 正美 ・ご利用時間 8:00～16:00 (土・日、祝日、年末年始を除く) ・電話番号 0135-62-0573 ・FAX 0135-62-9000 ・担当者が不在の場合は、事務所までお申し出ください。
-----------------	--

	<small>くじょううけつけばこ</small> <small>せっち</small> <small>りよう</small> ・苦情受付箱を設置しておりますのでご利用ください。	
<small>あけぼのふくしかい</small> あけぼの福祉会 <small>だいさんしゃいいん</small> 第三者委員	<small>おおもり よしお</small> 大森 良男	<small>でんわばんごう</small> 電話番号 0135-62-5465 <small>じんけんようごいいん</small> 人権擁護委員
	<small>の もと ひとみ</small> 野本 瞳	<small>でんわばんごう</small> 電話番号 0135-62-7999 <small>いわない がくえんふ ぼかいふくかいちよう</small> 岩内あけぼの学園父母会副会長
<small>いわないちようやくば</small> 岩内町役場 <small>ふくしか</small> 福祉課	<small>しよざいち</small> <small>ほつかいどういわないぐんいわないちようきよずみ</small> <small>ばんち</small> ・所在地：北海道岩内郡岩内町清住258番地 <small>でんわばんごう</small> ・電話番号：0135-63-1011	
<small>ほつかいどうしりべしそうごう</small> 北海道後志総合 <small>しんこうきょく ほけんかんきょうぶ</small> 振興局 保健環境部 <small>ほけんふくししつ しゃかい</small> 保健福祉室 社会 <small>ふくしか</small> 福祉課	<small>しよざいち</small> <small>ほつかいどうあぶたぐんくつちやんちようきた</small> <small>ひがし</small> ・所在地：北海道虻田郡倶知安町北1東2 <small>でんわばんごう</small> ・電話番号：0136-23-1936	
<small>ほつかいどうふくし</small> 北海道福祉サービス <small>うんえいてきせいはいいんかい</small> 運営適正化委員会	<small>しよざいち</small> <small>ほつかいどうさっぽろしちゆうおうくきた</small> <small>じようにし</small> <small>ちようめ</small> ・所在地：北海道札幌市中央区北2条西7丁目 <small>しゃかいふくしきようぎかい</small> 社会福祉協議会内 <small>でんわばんごう</small> ・電話番号：011-204-6310	

(2) 虐待防止に関する相談窓口

<small>ぎゃくたいぼうし かん</small> 虐待防止に関する <small>そうだんまどぐち</small> 相談窓口	<small>まどぐちたんどうしゃ</small> <small>みやうち</small> <small>ひとし</small> <small>てづか</small> <small>よしてる</small> <small>かわしま</small> <small>のぶえ</small> ・窓口担当者 宮内 均、手塚 良照、川島 信恵 <small>ぎゃくたいぼうしせきにんしゃ</small> <small>おいかわ</small> <small>まさみ</small> ・虐待防止責任者 及川 正美 <small>りようじかん</small> ・ご利用時間 8:00～ 16:00 (土・日、祝日、年末年始を除く) <small>でんわばんごう</small> ・電話番号 0135-62-0573 F A X 0135-62-9000
---	--

11. 協力医療機関

<small>いりようきかん</small> <small>めいしやう</small> 医療機関の名称	<small>いわないきやうかいびやういん</small> 岩内協会病院
<small>しよざいち</small> 所在地	<small>いわないぐんいわないちようたかだい</small> 岩内郡岩内町高台209-2
<small>でんわばんごう</small> 電話番号	0135-62-1021
<small>しんりやうか</small> 診療科	<small>ないか</small> <small>げか</small> <small>せいけいげか</small> <small>がんか</small> <small>せいしんしんけいか</small> <small>た</small> 内科・外科・整形外科・眼科・精神神経科・その他
<small>にゆういんせつび</small> 入院設備	あり

上記の他、各専門医に協力依頼しております。

12. 非常災害時の対策

<small>ひじようさいがい</small> <small>たいさく</small> 非常時の対応	<small>べつと</small> <small>さだ</small> <small>しやうぼうけいかくしよ</small> <small>たいおう</small> 別途に定める、消防計画書により対応いたします。
<small>へいじ</small> <small>くんれん</small> 平時の訓練	<small>べつと</small> <small>さだ</small> <small>しやうぼうけいかくしよ</small> <small>のつと</small> <small>ねん</small> <small>かいいじよう</small> <small>ひなん</small> ・別途に定める、消防計画書に則り、年3回以上、避難・

	ぼうさいくんれん りようしゃ かた さんか じっし 防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
ぼうさいせつび 防災設備	・自動火災報知機 あり ・誘導灯 あり ・ガス漏れ報知機 あり ・非常通報装置 あり ・非常用電源 なし ・スプリンクラー なし ・屋内消火栓設備 あり ・カーテン等は防災性能のある物を使用しています。
しょうぼうけいかく 消防計画	しょうぼうしょ とどけでにち へいせい ねん がつ 消防署への届出日： 平成20年3月 ぼうかかんりしゃ みやうち ひとし 防火管理者： 宮内 均
ほけんかにゆう 保険加入	じ こ さいがい そな せんがいばいしょうほけん かにゆう 事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。 かにゆうほけんがいしやめい かぶせんがいほけん 加入保険会社名： ㈱損害保険ジャパン かにゆうほけんないよう しゃかいふくししせつそうごうせんがいほしょう 加入保険内容： 社会福祉施設総合損害補償 かにゆうほけんがいしやめい とうきょうかいじょうにちどうかさいかぶしき 加入保険会社名： 東京海上日動火災(㈱) かにゆうほけんないよう しゃかいふくししせつそうごうほしょうせいど 加入保険内容： 社会福祉施設総合補償制度

13. 損害賠償

- 事業者は、支援サービスの提供時に事故が発生した場合は、関係市町村、利用者の家族に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。
- 事業者は、支援サービスの提供時に事業者の責に帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負います。

ただし、以下の理由によって事故やその他の損害が発生した場合には、事業者は損害賠償の責任を免れるものとします。

- 利用者又は身元引受人等が契約を結んだ時に利用者の心身の状況および病歴などの重要事項について正しく告げず、または不実の告知を行なったことに起因して損害が発生した場合。
- 利用者または身元引受人等が、施設サービスの実施にあたって必要な事項に関する質問等に対して正しくこれを告げず、または不実の告知を行なったことに起因して損害が発生した場合。
- 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合。
- その他、利用者が事業者又は担当職員の責によらない事由に起因して損害が発生した場合。

14. 事故発生時の対応

- 事業者は、利用者の体調に急な変化が起きた場合やその他の緊急な場合には、ただちに各関係医療機関や指定する医療機関に診察をお願いする等の必要な措置を講じます。また、身元引受人にも連絡します。
- 上記の他、支援サービスの利用中に心身の状態が変化した場合は、身元引受人に対して、緊急に連絡します。
- 事業者は、支援サービスの提供によって事故が発生した場合には、まず利用者の身体の状態を確認し応急手当や、通院等の必要な措置を講じます。

また、必要に応じて関係市町村や、身元引受人に連絡を行なうと共に速やかに事故原因を解明して今後の対策について協議し、再発防止に努めます。そして、利用者又は身元引受人に対策と結果について報告します。また、これら一連のことについて、記録し保存します。

15. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

<p>設備・器具の利用</p>	<p>・事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。</p>
<p>喫煙</p>	<p>・全館禁煙です。</p>
<p>貴重品の管理</p>	<p>・貴重品につきましては、利用者の責任において管理して頂きます。自己管理のできない利用者につきましては、貴重品を施設に持ち込まないようお願いいたします。</p>
<p>宗教活動・政治活動・営利活動</p>	<p>・利用者の思想、信教は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動および営利活動はご遠慮ください。</p>

平成 年 月 日

指定障害者福祉サービス就労移行支援および就労継続支援（B型）ベーカーリーサンライズのサービス提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名：ベーカーリーサンライズ

説明者職名：

氏名：

私は、本書面に基ついて事業者から指定障害者福祉サービス就労移行支援および就労継続支援（B型）ベーカーリーサンライズのサービス提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者住所：

氏名： 印

身元保証人等住所：

氏名： 印

続柄

事業者所在地：北海道岩内郡岩内町字野東210番地
名称：社会福祉法人あけぼの福祉会
代表者：理事長 牧口 光則